

なつかしの国 石見
～ iwami ～

令和6年度決算数値

健全化判断比率

令和7年9月

住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田

～豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にするまち～

浜 田 市

目次

1	地方公共団体の財政の健全化に関する法律……	01
2	健全化判断比率・資金不足比率	
	◆実質赤字比率……	02
	◆連結実質赤字比率……	03
	◆実質公債費比率……	04
	◆将来負担比率……	05
	◆資金不足比率……	06
3	資料編 ……	07

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

▼平成19年6月に成立した『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』において、地方公共団体は、毎年度、次の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することが義務付けられました。

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

▼また、公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することが義務付けられました。

▼健全化判断比率に関しては、比率のうちいずれかが「早期健全化基準」以上となった場合は、「財政健全化計画」を策定し、「自主的な改善努力による財政健全化」を行う必要があります。

▼また、比率のうちいずれかが「財政再生基準」以上となった場合は、「財政再生計画」を策定し、「国等の関与による確実な再生」に取り組む必要があります。

▼平成19年度決算については、比率の算定・公表のみでしたが、平成20年度決算からは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行されました。

これにより、健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上となった場合は、「財政健全化計画」を、「財政再生基準」以上となった場合は、「財政再生計画」を作成のうえ、財政の健全化に取り組む必要があります。

■実質赤字比率■

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
算 定 数 値	-	-	-	-	-
前 年 度 比 較	-	-	-	-	-
早 期 健 全 化 基 準	12.41%		財 政 再 生 基 準	20.00%	

※赤字を生じていないため、赤字比率としては算定されません。

(単位：千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額 (6年度)	実質収支額 (5年度)
一般会計等						
一般会計	41,948,217	40,953,640	994,577	91,850	902,727	844,274
一般会計等決算額	41,948,217	40,953,640	994,577	91,850	902,727	844,274
標準財政規模	20,863,160					20,778,814
実質赤字比率 (%)						△ 4.06

■ 連結実質赤字比率 ■

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
算 定 数 値	-	-	-	-	-
前 年 度 比 較	-	-	-	-	-
早 期 健 全 化 基 準	17.41%		財 政 再 生 基 準	30.00%	

※赤字を生じていないため、赤字比率としては算定されません。

(単位：千円)

会計名	実質収支額	資金不足額 又は剰余額	合計 (6年度)	合計 (5年度)
一般会計等				
一般会計	902,727		902,727	844,274
一般会計等以外の特別会計のうち公営事業（公営企業除く）				
国民健康保険特別会計（事業勘定）	3,214		3,214	7,293
国民健康保険特別会計（直診勘定）	0		0	0
駐車場事業特別会計	0		0	0
後期高齢者医療特別会計	24,205		24,205	21,807
一般会計等以外の特別会計のうち法適用公営企業				
水道事業会計		1,134,106	1,134,106	1,279,484
工業用水道事業会計		393,623	393,623	380,575
下水道事業会計		59,622	59,622	21,204
一般会計等以外の特別会計のうち法非適用公営企業				
農業集落排水事業特別会計		-	-	11,747
漁業集落排水事業特別会計		-	-	1,718
生活排水処理事業特別会計		-	-	4,786
連結決算額	930,146	1,587,351	2,517,497	2,572,888
標準財政規模			20,863,160	20,778,814
連結実質赤字比率（%）			△ 12.06	△ 12.38

※農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計及び生活排水処理事業特別会計は、令和 6 年 4 月 1 日に公共下水道事業会計に統合され、名称を下水道事業会計に変更されています。

■実質公債費比率■

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。

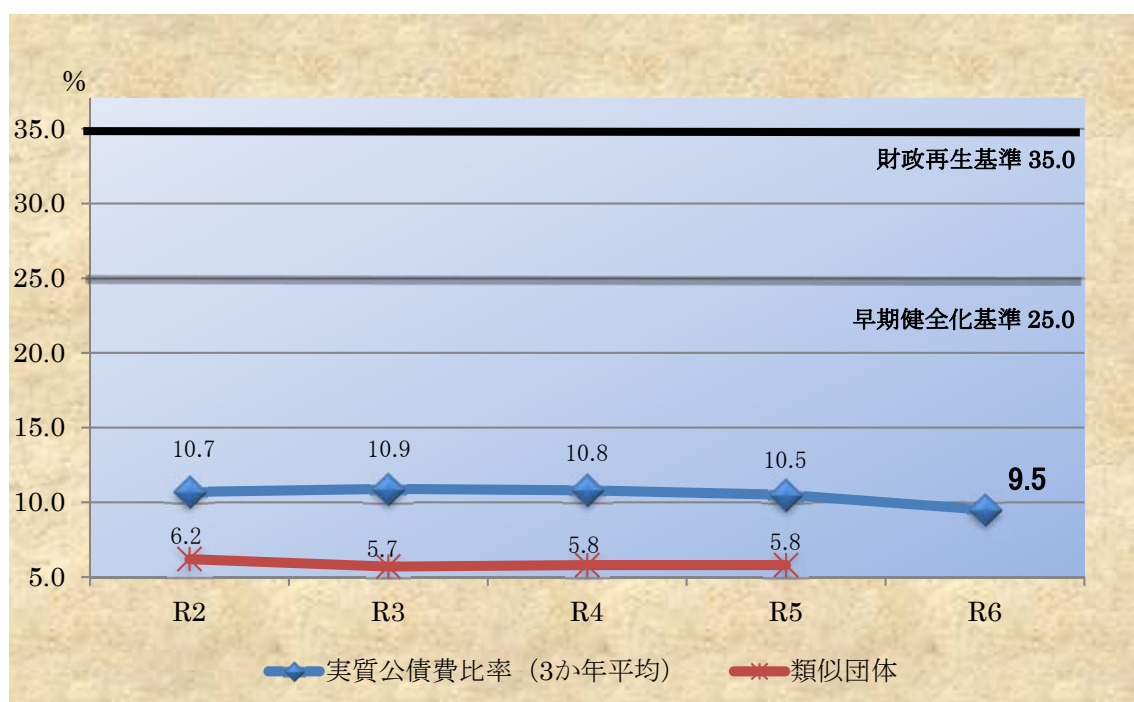
年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
算 定 数 値	10.7%	10.9%	10.8%	10.5%	9.5%
() は単年度数値	(10.3%)	(11.0%)	(11.1%)	(9.5%)	(7.9%)
前 年 度 比 較	△ 0.2	+ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 1.0
早期健全化基準	25.0%		財政再生基準		35.0%

令和 6 年度 (単位：千円・%)

	4 年度 (単年度)	5 年度 (単年度)	6 年度 (単年度)	3 か年平均
分 子	1,737,597	1,548,684	1,319,682	
分 母	15,612,074	16,264,727	16,665,618	
算定結果	11.12983	9.52173	7.91859	

令和 5 年度 (単位：千円・%)

	3 年度 (単年度)	4 年度 (単年度)	5 年度 (単年度)	3 か年平均
分 子	1,791,852	1,737,597	1,548,684	
分 母	16,174,398	15,612,074	16,264,727	
算定結果	11.07832	11.12983	9.52173	



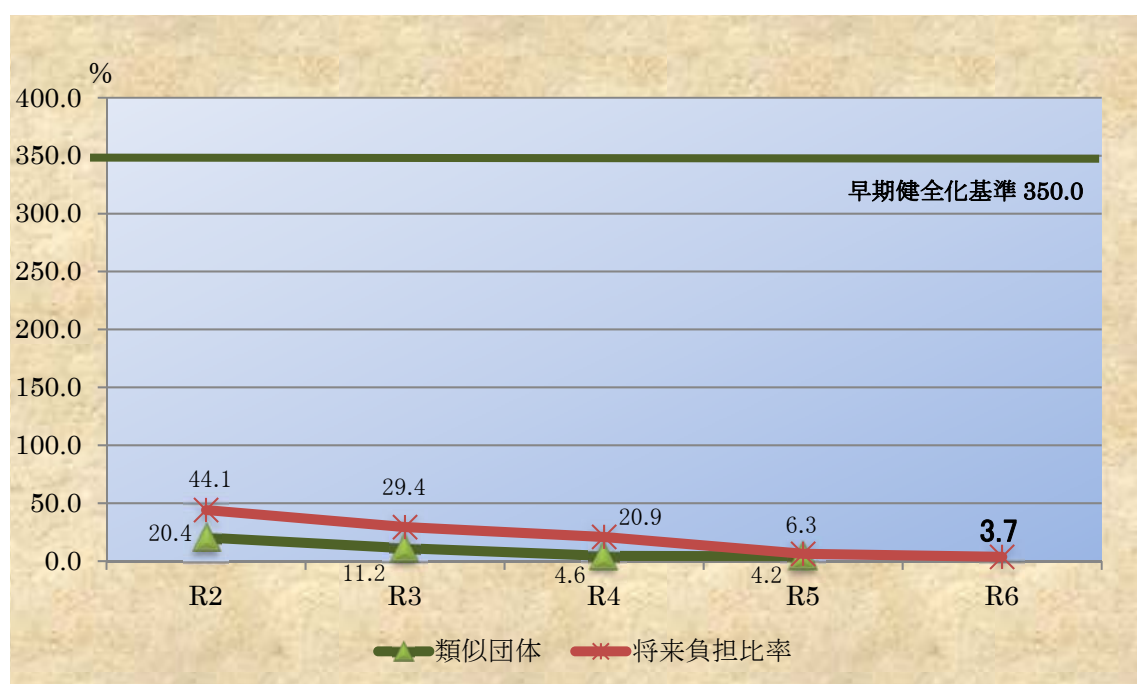
将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払う可能性がある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性を示すのが「将来負担比率」です。

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
算 定 数 値	44.1%	29.4%	20.9%	6.3%	3.7%
前 年 度 比 較	△10.5	△14.7	△8.5	△14.6	△2.6
早 期 健 全 化 基 準	350.0%		財 政 再 生 基 準		-

（単位：千円）

区 分		令和5年度	令和6年度
将 来 負 担 額	地 方 債 の 現 在 高	54,824,161	53,042,624
	債 務 負 担 行 為 に 基 づ く 支 出 予 定 額	40,789,934	39,138,024
	債 務 負 担 行 為 に 基 づ く 支 出 予 定 額	268,233	706,092
	公 営 企 業 債 等 繰 入 見 込 額	9,467,661	8,946,044
	組 合 負 担 等 見 込 額	0	0
充 当 可 能 財 源 等	退 職 手 当 負 担 見 込 額	4,298,333	4,252,464
	充 当 可 能 財 源 等	53,787,958	52,415,100
	充 当 可 能 基 金	15,320,350	15,256,955
	充 当 可 能 特 定 歳 入	952,116	857,594
標 準 財 政 規 模	基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額	37,515,492	36,300,551
	標 準 財 政 規 模	20,778,814	20,863,160
算 入 公 債 費 等 の 額		4,514,087	4,197,542



■資金不足比率■

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
算 定 数 値	-	-	-	-	-
前 年 度 比 較	-	-	-	-	-
経 営 健 全 化 基 準	20.0%		財 政 再 生 基 準		-

※いずれの公営企業も資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されません。

(単位：千円)

会計名	実質収支額	資金不足額 又は剰余額	合計 (6年度)	合計 (5年度)
一般会計等				
一般会計	902,727		902,727	844,274
一般会計等以外の特別会計のうち公営事業（公営企業除く）				
国民健康保険特別会計（事業勘定）	3,214		3,214	7,293
国民健康保険特別会計（直診勘定）	0		0	0
駐車場事業特別会計	0		0	0
後期高齢者医療特別会計	24,205		24,205	21,807
一般会計等以外の特別会計のうち法適用公営企業				
水道事業会計		1,134,106	1,134,106	1,279,484
工業用水道事業会計		393,623	393,623	380,575
下水道事業会計		59,622	59,622	21,204
一般会計等以外の特別会計のうち法非適用公営企業				
農業集落排水事業特別会計		-	-	11,747
漁業集落排水事業特別会計		-	-	1,718
生活排水処理事業特別会計		-	-	4,786
連結決算額	930,146	1,587,351	2,517,497	2,572,888
標準財政規模			20,863,160	20,778,814
連結実質赤字比率（%）			△ 12.06	△ 12.38

※農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計及び生活排水処理事業特別会計は、令和 6 年 4 月 1 日に公共下水道事業会計に統合され、名称を下水道事業会計に変更されています。

3 資料編

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

平成 19 年 6 月

I 健全化判断比率の公表等

○地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととする。

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

II 財政の早期健全化

1 財政健全化計画

○健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないこととする。

2 財政健全化計画の策定手続等

○財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設ける。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 国等の勧告等

○財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができることとする。

III 財政の再生

1 財政再生計画

○再生判断比率（I ①～③）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないこととする。

2 財政再生計画の策定手続、国の同意等

○財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。

○財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

○財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 地方債の起債の制限

○再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととする。

4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

○財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起こすことができる。

5 国の勧告、配慮等

○財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できることとする。

○再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行う。

IV 公営企業の経営の健全化

○公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととし、Ⅱ 2、3 及びⅤ 1 と同様の仕組みを設ける。

V その他

1 外部監査

○地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならないこととする。

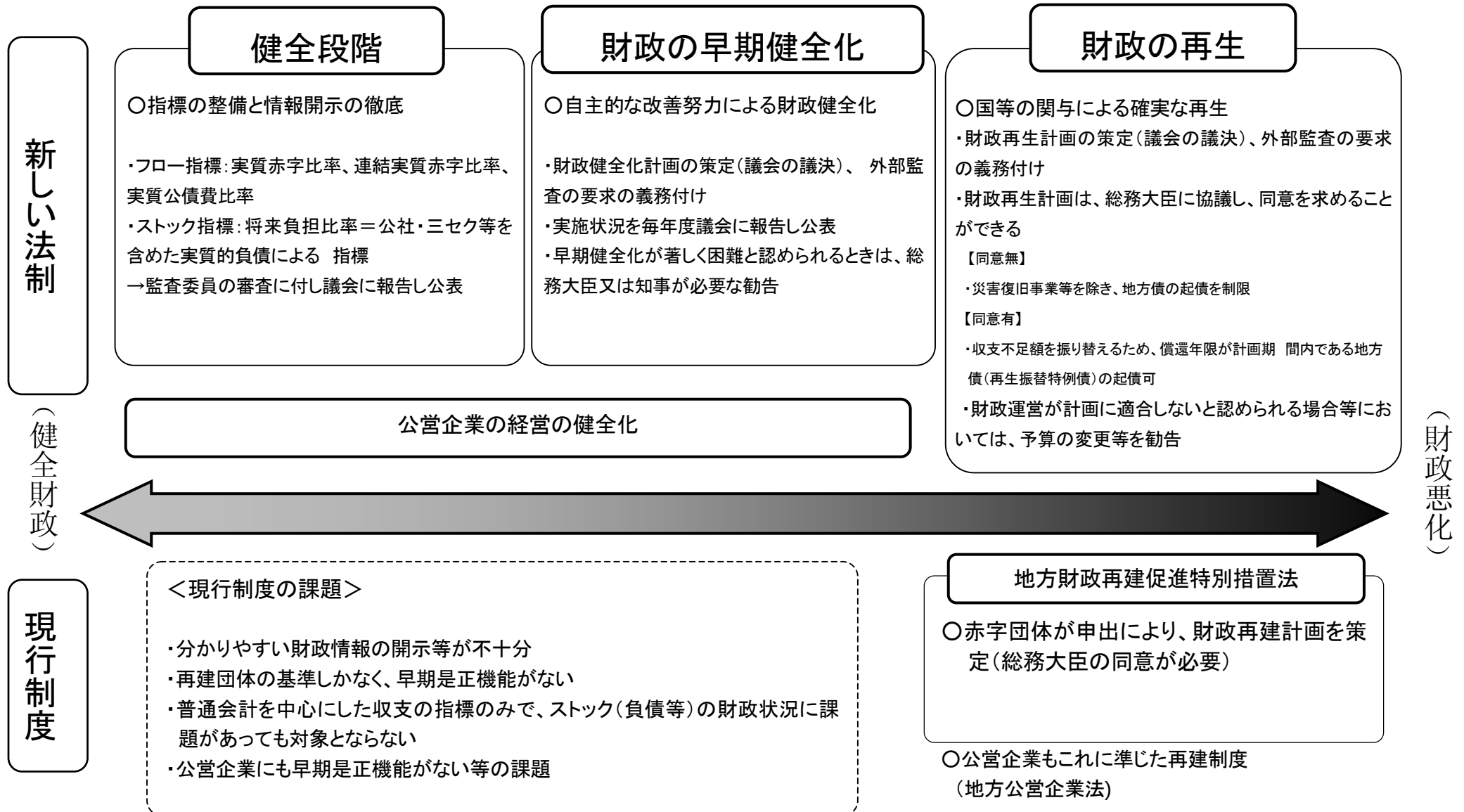
2 施行期日等

○健全化判断比率の公表は、公布後1年以内から、他の義務付け規定については、地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用する。

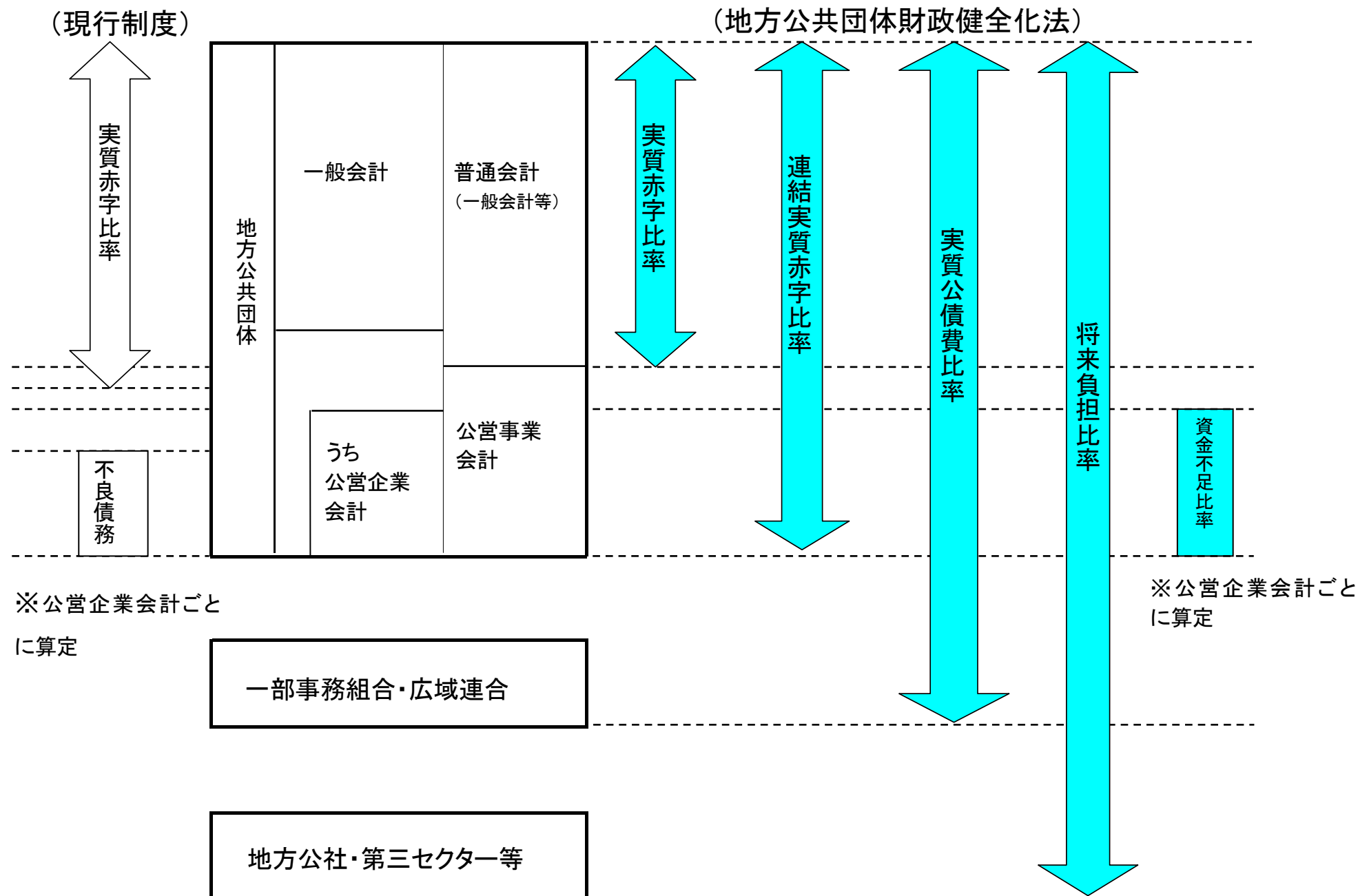
○国等に対する寄附を当分の間原則禁止することとしている現行再建法の規定を引き続き設ける。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



健全化判断比率等の対象について



健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

(趣旨) 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○実質赤字＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (イ＋ロ) － (ハ＋ニ)}}{\text{標準財政規模}}$$

(趣旨) 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(元利償還金＋準元利償還金) －} \\ \text{(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模－} \\ \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}} \quad \text{の3ヵ年平均}$$

(趣旨) 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

将来負担比率＝	将来負担額　－
	(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)
	標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

(趣旨) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○将来負担額の内容

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○将来負担額から控除されるもの

- リ イからヘに充当することができる地方自治法第241条の基金
- ヌ 特定財源見込額
- ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

※ 公営企業の経営の健全化では、資金不足比率(資金の不足額／事業の規模)を用いる。
 ・資金の不足額: 一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
 ・事業の規模: 料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額